

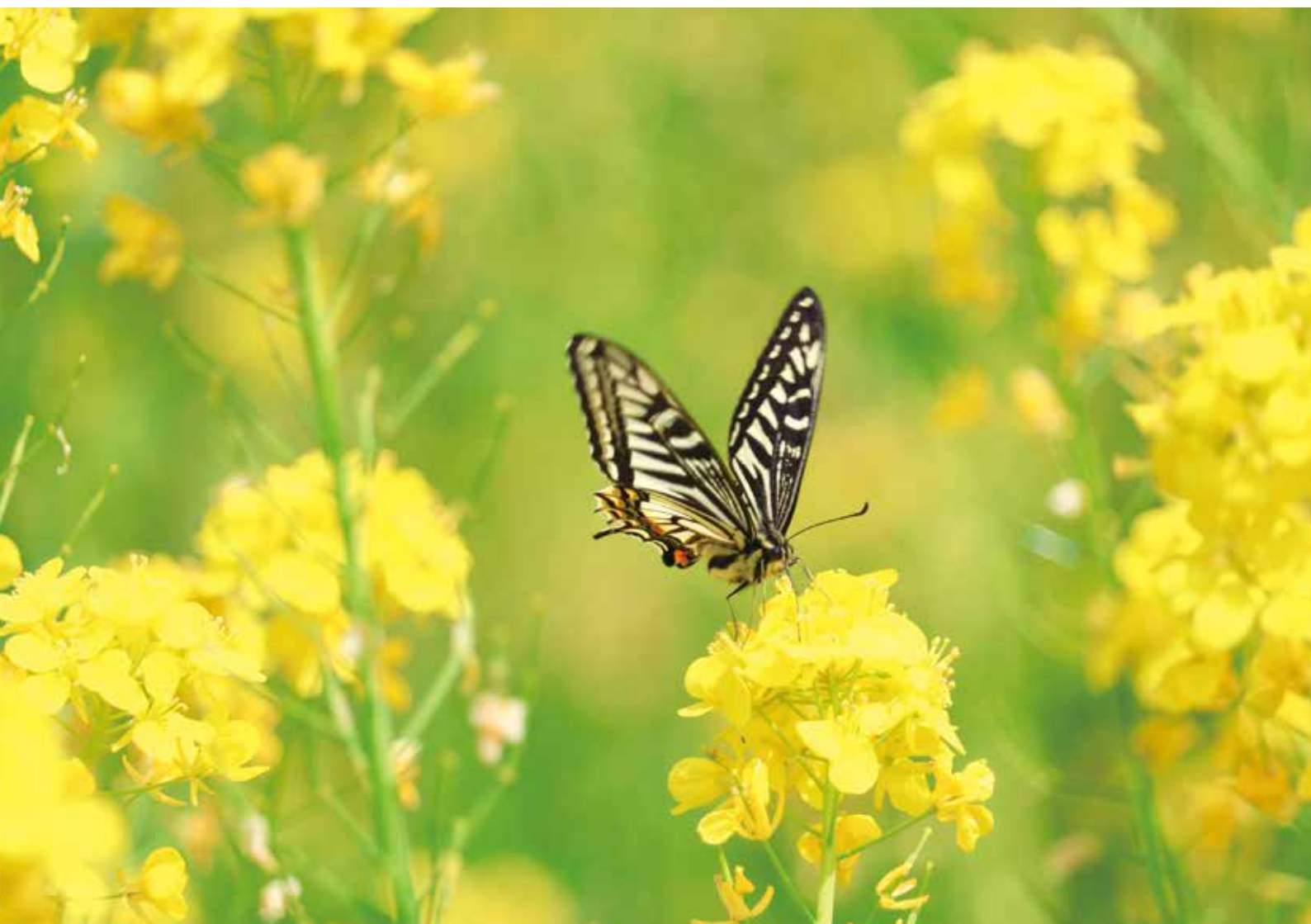
# さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶「昭和100年」に想うこと..... 弁護士 竹澤 京平
- ▶七十の手習い..... 弁護士 高橋 一弥
- ▶ヒルクライムについて..... 弁護士 姉崎 真人
- ▶65歳までの雇用確保完全義務化について..... 弁護士 竹村 一成
- ▶ペットの飼い主の責任..... 弁護士 秋場 啓佑



代表弁護士 竹澤 京平

## 「昭和100年」に想うこと

今年もまた桜の季節が来ました。2月、3月初めと暖かい日が続いたかと思えば寒波が何度も来たりで、荒っぽい天候の変化に、人間だけでなく動植物も翻弄されているようで、桜の花も咲き時を迷っているように見えます。(それでもこの号が出る頃には各地から満開の便りも聞かれることでしょう)

ところで今年は「昭和100年」に当たると言うことで話題となっています。日頃あまり意識しないのですが、久し振りに年表を引っ張り出して100年前の時代を振り返ってみました(実は昭和100年と云っても、大正天皇が崩御されたのが12月25日だったそうですから、昭和元年は6日間しかなく、実質的には今年は99年と云ったところでしょうか。そう云えば昔大学の研究室の大先輩で昭和元年12月30日だけに生まれの人がおられ、自分は昭和元年生まれであり、同年生まれはほとんどおらず、珍しいのだと自慢気に話しをされていたことを思い出しました)。

この時期は、数年前に第一次世界大戦が終り、一方でスペイン風邪で国内だけでも15万人以上が死亡したり、関東大震災で多くの家が焼失し十数万人の死者行方不明者が出たり悲惨な事象が続き、その影響から十分に立ち直っていなかった状況だったように思います。

政治・経済についても、インフレや物価高による民衆の不安が解決できず、昭和に入ると金融恐慌が起き、更には世界恐慌にまで繋がったようです。こうした状況に政治も十分対応できず安定した政権が続かなかったこともあり、その隙について軍部の介入を許し、結果的に満州事変から太平洋戦争にまで繋がってしまったのだと思います。

世界的にもこの時期は、第一次世界大戦のあと処理や世界恐慌の中で社会主義の台頭、一方でファシスト・ナチズムなど極右勢力が力を得るなど、その影響は世界に拡がり、我国にも及んできたのです。

そして、こうした流れが同じように第二次世界大戦にまで行き着いたことは御承知の通りです。

ところで、こうした大正から昭和の始めころの流れを見ていると、我々が歩んでいる現在の世界や我国の状況となにか似ているように思われてなりません。

14年前の東北の震災に始まり幾多の自然災害、コロナによるパンデミック、パレスチナやウクライナでの戦争、世界的なインフレ、金余りの状態、米中など国家間の対立、ヨーロッパを始め各国での極右勢力の台頭、極め付きはアメリカ第一主義を掲げるトランプ政権の再

登場など不確実な状況が続いており、国内でも政治の混乱が続き国民がソッポを向いているようにも見えます。

加えていろいろな分野で格差が拡がり、分断が拡がってきています。なにやら全体の籠が外れてしまったかのようです。

昭和の時代の始まりを見返し、歴史に学び、二度と悲惨な戦争などを起さないようにしなければとつくづく思っています。

そう言えば今年は終戦後80年にも当たります。人は、戦争や災害による苦難など、しばらくするとなに事もなかったかのように忘れてしまい、また過ちを繰り返してきました。そうならないように今が大切な時なのでは…。そんなことを考えながら世の中の動きを注視している今日此頃です。(自然界も、温暖化の影響などでここでも籠が外れてしまったようで、本当に心配ですね)

(追記)

久し振りの年表は新鮮で、ニュースで取り上げられた遺跡の話題や大河ドラマなど時代劇の時代背景などが一目で判るし、その事象だけでなく前後に何が起きていたのか流れを知ることが出来て大変便利です。

たまには皆さんも年表を見る機会を持ってみるのは如何ですか。



春が来た 野辺に咲く7輪のタンポポ

弁護士 高橋 一弥

## 七十の手習い

今年1月15日、上皇后の歌集「ゆうすげ 美智子」が発刊されました。

かねて上皇后の御歌（みうた）には心ひかれるものがあったので、私の古希の誕生日に発刊されるというのも何かの縁と思い、購入しました。

皇后としての御歌よりもプライベートな感じの濃い歌集です。夫への敬愛、子への慈愛、親や若き頃への懐旧、自然の移ろいに対する繊細な感性。これらが、気品に満ちた言葉で情感豊かに真っ直ぐに詠い上げられています。

プロの歌人の歌には新奇さや難解さを競うようなところがあって、素人の私にはついて行けないこともあるのですが、柔らかくわかりやすい言葉使いをされている上皇后の歌からは、その思いがずっと心に入り込んできました。

しかし、はたと気づきました。これは鑑賞する歌であって、目標とできる歌ではないと。

世に趣味と言われるものをいくつか試してきましたが、嚙るところか舐める程度にて挫折するか飽いてしまい、モノになったのはひとつもありません。

現在、短歌が3年続いています。マラソンに次ぐ記録です（マラソンは半月板損傷にて4年で挫折しました）。きっかけは、斎藤茂吉の歌集赤光の連作「死にたまふ母」でした。母を亡くしたばかりのときに読んで、震えるような共感と母への哀悼の思いが溢れ出たのでした。初めた頃はカルチャーセンターの短歌教室に9ヶ月ほど通いましたが、やめて2年近くなります。アラragi派の立派な先生でしたが、もう少し自由に創作したいなどという身の程知らずの思いから足を運ばなくなったのです。以来、山形に住む中学時代からの友人と自作を送りあい、互いに我流の歌を創り続けています。

構えて学ぶには頭が固くなりすぎましたし、既成のグループに加わるという気概もない歳ですので、日記代わりでいいじゃないかという友人の弁は、そのとおりだと思えます（この友人は良寛と啄木のファンで、山好きの彼は故郷の山や日常の生活を題材に飾り気のない歌を詠みます）。が、一方で、他人の歌を読んだとき、その感性の豊かさや技法の巧みに舌を巻くことがあり、天賦の才であろうと思いつつも、やはり学ぶべきところは学んだ方がよいのではという気持ちにもなっています（凡庸な者の我流には限界があります）。

兼好は、徒然草の中で、芸を身につけようとするなら下手なうちに笑いものになりながら磨きなさいと言い、他方で、50歳になってもモノにならないような芸は捨ててしまえ、そのような老人の芸はただ見苦しいだけであるのに、当の本人がそれに気づいていないのは哀れでしかないとも言っています。

50歳というのは今で言えば70歳あたりでしょうか。兼好が言うような歌人を気取るつもりなどありません。気負いを捨てた老境の手慰みとして、密かに楽しみながら、ほんの僅かでも上手くなったなと自賛できるようになりたいという程度のモノです。

そのくらいなら一緒にやってもいいよという方、いらっしゃいませんか。ご連絡をお待ちします。



弁護士 姉崎 真人

## ヒルクライムについて

### 1 始めに

2024年8月25日、ロードバイクの大会「乗鞍ヒルクライム2024」に参加してきました。趣味であるロードバイクの紹介も兼ねて、ご報告します。



### 2 ロードバイクとは

ロードバイクとは、舗装路を高速で走ることに特化した自転車です。

前傾姿勢で空気抵抗を抑えて走ります。この前傾姿勢を長時間保つのが大変です。長く乗っていると、腰や肩に負担がかかります。慣れていないと痛い目にあいます。

長距離の移動も可能です。これまで、霞ヶ浦一周（ショートで約90km）や、利根川河川敷（印旛沼付近から銚子まで。約100km）を走ったことがあります。

### 3 ロードバイクの大会

有名な大会として、フランスで行われる「ツール・ド・フランス」があります。毎年7月に行われており、完走まで26日間、走行距離は3300km前後、高低差は2000m以上、賞金総額は約4億円です。

日本人は過去に4人が参加しています。2009年には、沖縄出身の新城幸也選手と、神奈川県出身の別府史之選手が、日本人で始めて完走しました。

### 4 ヒルクライムとは

ロードバイクの競技の一つに、ヒルクライムがあります。ロードバイクで山や峠を登ります。

これまで、「Mt. 富士ヒルクライム」（山梨県富士吉田市）や、「榛名山ヒルクライム」（群馬県高崎市）に参加しました。

2024年に参加したのが、「乗鞍ヒルクライム」（長野県松本市）です。

コースは、全長20.5km、標高差1260m、平均勾配6.1%です。ゴール地点の標高は国内舗装道路最高点の2720mとなります。例えば、鋸山は、ロープウェーの標高差が約220mです。鋸山の麓駐車場から頂上まで自転車で登るのを、大体5回半繰り返す計算になります。

参加人数は4000人です。

なお、参加人数が一番多いのは50代、次が40代です。以外と年配の参加者が多いです。



### 5 レースについて

トップ選手は、1時間を切るタイムでこのコースを登ります。

こちらは、とにかく自転車から降りない（押して歩か

い) を合い言葉に、完走を目指しました。

結果は、2時間20分でした。

コースは、ひたすら上り坂が続きます。上り坂を越えるとまた上り坂です。

まっすぐ前を向く余裕はありません。頭を下げた地面を見つめて、止まりそうな速度で漕ぎ続けました。

レース中は苦しいですが、登り切ると、かなりの達成感が味わえます。

嬉しかったのは、他の選手の応援です。

トップ層は先にゴールして、折り返してきます。こちらが坂に登っている横で、坂を下ってくることになります。

前を向く余裕もなく、ふらふらと漕ぎ続ける私に、通りすがりの選手が、全力で声がけをしてくれます。「前を向け!」、「止まるな!」、「頑張れ!」。

声に応える余裕はありません。少しだけ手を挙げたり、頷いたりして、精一杯の反応をしますが、本当に励みになります。

ゴール後のご褒美は、参加者に無料で振る舞われるリングです。とにかく美味しかったです。

## 6 最後に

これから気温も上がって運動が楽しい季節になってきます。

ロードバイクは、初心者でも無理をしなれば長時間走ることができます。ランニングと異なり、腰や膝に大きな負担がかかりません。健康維持やダイエットにぴったりです。

初期投資がある程度かかるのが玉に傷ですが、それさえ乗り越えてしまえば、長く楽しめる趣味になります。

手軽な運動の一つとして、是非ロードバイクを検討してみてください。



## 65歳までの雇用確保完全義務化について

### 第1 現在(R7.3.8時点)の高齢者雇用安定法の内容

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）によって、定年年齢を60歳より下にすることは出来ないこととなっています。また、同時に65歳までの雇用確保措置が義務づけられています。

そして、雇用確保措置としては、具体的には、以下3つのうち、いずれかの措置を導入することとされています。

- ① 定年年齢を65歳まで引き上げる
- ② 65歳までの継続雇用制度を導入する
- ③ 定年制度の廃止

### 第2 改正の内容について

2025年4月1日から65歳までの雇用の完全義務化が施行されます。これにより以下のような変化が生じることになります。

- 1 多くの企業で導入されている雇用確保措置は、上記②の制度です。②の制度には、経過措置が設けられており、継続雇用制度の対象者を限定することができていました（ただし労使協定が必要となります）。

たとえば、人事考課制度による基準をクリアした者のみを継続雇用の対象者とするといった対応です。

この経過措置が、2025年3月31日に終了します。よって、2025年4月1日以降は、継続雇用の対象者の限定等はできなくなり、原則として、「希望する場合は全員を」、65歳まで継続雇用しなければならないこととなります。

- 2 ただし、「希望した者」を継続雇用することが義務づけられるだけですから、改正法においても、全ての従業員の定年年齢を、一律に、65歳とすることまでは求められていません。この点は注意が必要かと思えます。

- 3 なお、上記①及び③の制度については、改正法による変化はありません。

### 第3 改正による影響について

#### 1 現在の雇用確保制度導入状況

本改正で対応が必要になる企業は、上記②の制度を導入している企業です。

この点、厚労省の調査によれば、99.9%の大企業・中小企業が高年齢者雇用確保措置を実施済みであると回答しており、うち上記①の制度を導入した企業が全体の26.9%、上記②の制度を導入した企業が69.2%、上記③の制度を導入した企業が3.9%となっており、上記②の制度を導入している企業のうちで経過措置を使っていた企業の割合は15.4%程度に留まります。

この点からしますと、経過措置の廃止によって影響を受ける企業は意外と少ないようにも思われます（ただし、自社の定年制度が現在どうなっているかは、この機会に確認しておくべきかと思います）。

#### 2 高年齢雇用継続給付の縮小（雇用保険法の改正）

もっとも、既に経過措置の廃止に対応している企業でも、高年齢雇用継続給付が段階的に縮小されることには注意が必要かと思えます。これまでは、給付金として、5年以上の被保険者期間がある60～65歳の従業員で、定年後の賃金が従前額の75%未満となっている場合に賃金の15%が支給されていました。2025年4月1日以降は、この支給率が60歳に到達する人から、順次、最大10%に縮小されることとなります。給付金も踏まえて雇用後の賃金を設定していた企業について、給与体系の変更を検討する必要があるかと思えます。支給率が引き下げとなる従業員は、2025年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない場合はその期間

が5年を満了することとなった日)を迎えた人からです。2025年3月31日までにすでに受給資格が発生した従業員は、変更前の支給率が引き続き適用されますので注意が必要です。

#### 第4 企業が検討しておくべき対応について

##### 1 就業規則等の規定の見直し

退職に関する事項は就業規則への記載が義務化されています。法改正に応じた就業規則の変更・修正を検討する必要があります。例えば、上記②の制度を用いるとすれば、「本人の希望があれば65歳まで継続雇用する」といった形で就業規則を変更する必要があります。就業規則の変更については、労働基準監督署への届け出も必要になります。

##### 2 賃金や労働条件等の検討

上記の制度変更に合わせ、従業員に対する給与の額や退職金の支払時期、雇用形態、業務内容、勤務時間や日数など、様々な条件を見直す必要が生じます。

##### 3 人材の配置や支援体制等の検討

シニア人材であることに配慮した労働環境整備も

必要です。身体機能の低下、健康維持、生活習慣などに関する安全衛生研修等も検討する必要がありますし、雇用継続前と違う仕事に従事することによって、過度なストレスを感じることがないように、適切な配慮を行うことも必要かと考えます。

##### 4 継続雇用の意思確認及び申出書の準備

原則「希望者全員」が継続雇用制度の対象ですので、定年を間近に控えた従業員に継続雇用制度の内容、継続雇用後の処遇などの説明を行って、本人に継続雇用の意思を確認する必要があります。分かりやすい書面で継続雇用制度の内容や継続雇用後の処遇条件を説明したり、雇用継続意思を書面で確認したりすることも有用であると思います。

#### 第5 おわりに

少子高齢化社会の中で、従業員に長く働いて貰うことは企業にとっても様々なメリットがあることと思います。人件費確保の手段として、厚労省の「65歳超雇用推進助成金」の活用も考えられます。これを機にシニア人材のより一層の活用が進むことを期待したいと思います。



札幌雪まつり（札幌市）にて

## ペットの飼い主の責任

### 1 はじめに

これまで皆さんのペットが傷つけられてしまったときにどのような賠償を受けられるのか、という問題を見てきました。

今回は視点を変えて、これまでとは反対に、皆さんのペットが人を傷つけてしまったときのことを考えてみたいと思います。

現在ペットとして飼育されている動物も、元を辿れば野生動物であり、飼い主の意思に反して人や物を傷つけてしまう可能性は常にあります。ペットが人を噛んで怪我をさせてしまういわゆる咬傷事故は、今もニュースで時折耳にするところです。その時飼い主は、どのような責任を負うのでしょうか。

### 2 飼い主の責任

#### (1) 民事責任

##### ア 民法の定め

まずは、相手に対する民事上の責任、つまり被害者への賠償責任を見ていきましょう。動物の飼い主の民事責任については、民法718条に次の定めがあります。

動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

民法では原則として、動物が人に損害を与えたときは、動物の占有者（≡飼い主）が損害を賠償しなければならないと定められています。

飼い主は、相当な注意を払って管理を行っていたときは責任を免れます。しかし実際には、飼い主が責任を免れる場面は、被害者が自分から動物にちょっかいを出した際に反撃的に噛み

つかれたなどの極めて限定的な場面に限られるようです。

基本的には、ほとんどの場合において飼い主は民事上の責任を負うことになると考えてよいでしょう。

##### イ 賠償の金額

賠償の対象となる損害は、例えば、治療費、通院費用、慰謝料、後遺障害が残った場合の逸失利益と慰謝料です。

具体的にどの程度の金額の賠償責任を負うのかは、もちろん事案によってまちまちではあります。

後遺障害が残った場合は合計で数百万円になることも十分にありえますし、後遺障害が残らなかった場合でも100万円を超えることも考えられます。

もし被害者が死亡してしまった場合には、数千万円の損害が認められても不思議ではありません。死亡だなんて大げさな、と思うかも知れませんが、しかし、実際にペットが人を襲って死亡させてしまった裁判例は複数あります。

#### (2) 刑事責任

ペットが人を怪我させてしまった場合、民事責任とは別に、刑事責任が発生する可能性もあります。

飼い主には過失傷害（30万円以下の罰金又は科料）や重過失傷害（5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）が成立しえます。

ペットが人に怪我をさせたことで逮捕されたり裁判を受けたりするケースは少ないとは思われますが、重過失致傷等が認められ有罪判決が下されている裁判例も複数あります。

#### (3) 行政上の責任

千葉県では、千葉県動物の愛護及び管理に関

する条例により、人の生命等に害を加えるおそれがある犬の飼い主に、危険防止の措置を命じることができ、そのような措置では足りないときは知事が引き渡しを受けた上で殺処分できる旨が定められています（他の都道府県にも同様の条例があります。）。

突発的な事故等の場合に、ただちに殺処分がされる可能性は低いと思われます。しかし、たとえば獰猛な犬種が死亡事故を引き起こし、飼い主に適切な飼育能力がないと判断された場合には、殺処分がされる可能性も十分にありえます。

### 3 飼い主がすべきこと

動物の性質に応じて適切な管理をしなければならないことはもちろんです。特に犬、その中でも闘犬品種などの管理は特に厳重に行う必要があります。

元も大切なことはそもそも事故が起きないようにすることですが、事故が起きてしまった場合に備えることも重要です。特に被害者への賠償が重要になってくるでしょう。しかし上記のとおり、賠償額は時として極めて大きいものになりかねず、個人の財産では賄いきれない可能性も出てきます。

ペットが他人に被害を与えてしまった場合に備える保険としては、個人賠償責任保険があります。そうした保険に加入しているかを確認し（自動車保険等の付帯で加入されている方も多いと思います）、加入していない場合にはぜひ加入を検討してみてください。

ペットを飼うときは、ペットの命だけでなく、社会に対する責任もきちんと果たしていく必要があります。

以上



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。  
お気軽にご相談ください。

#### 交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

#### 離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

#### 医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

#### 一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

#### 企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

#### 建築紛争

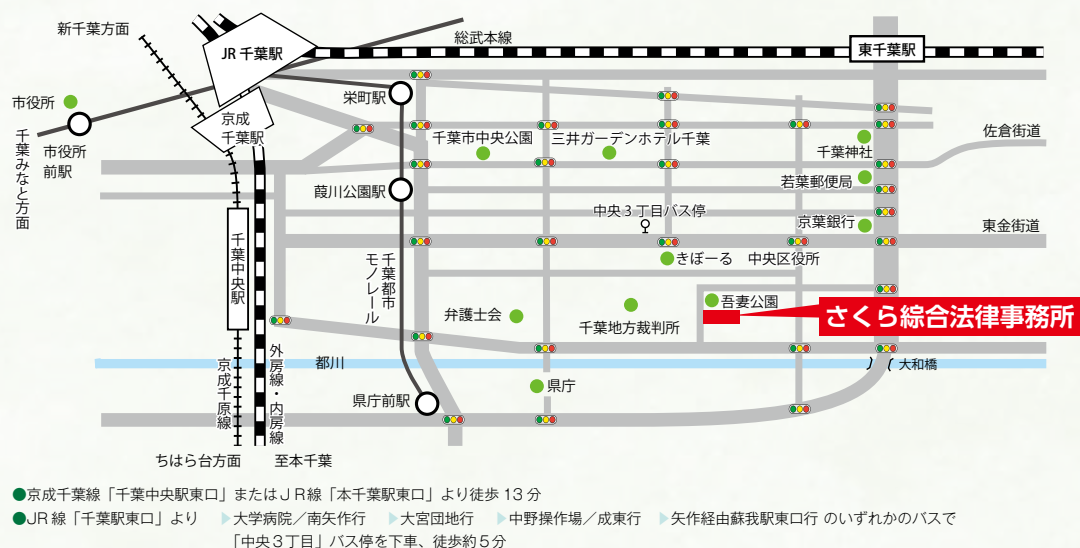
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

#### 倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

#### その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずはお相談ください。



## 弁護士法人 さくら総合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階

TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513

<https://sakurasogo-lawoffice.com>

<https://sakurasogo-s.com> (相続・信託サイト)